

公益社団法人 平戸市シルバー人材センター 会 員 就 業 規 約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人平戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）
会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力
を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

(平等の原則)

第3条 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差
別的取り扱いを受けてはならない。

第2章 会 員

(会員)

第4条 会員は、定款第5条第2項に定められたものとする。

(登録時の提出書類等)

第5条 会員として登録される者は、所定の用紙に写真を添付のうえ、住所、経歴などを記
載し、提出するものとする。

2 住所等記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(健康診査の受診)

第6条 会員は、健康で就業可能な者でなければならない。

2 会員は、健康には自ら注意を払い、公共機関の基本健康診断を受診するものとする。

3 会員は、負傷又は疾病にかかり療養を必要とする場合、及び健康診断により要指導、要
医療、治療中の判定を受けた者はセンターに報告するものとする。

(退会の勧告)

第7条 センターは、会員が定款第8条に定められた事項のほか次の各号の一に該当する場
合は退会を勧告することができる。

(1) 就業成績が著しく不良で、向上の意欲がないとみとめられたとき

(2) 本規約により遵守すべき事項に違反したとき

(3) 除名に該当する行為があったとき

2 勧告を受けた本人には必要に応じて弁明の機会を与える。

第3章 就 業

(仕事の受注)

第8条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

2 会員は、就業先などにおいて新たな仕事、又は依頼者の紹介などの情報を得た場合は速やかにセンターに連絡するものとする。

(仕事の配分手順等)

第9条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金などについて打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。又、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携帯し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切り期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第10条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害、事故防止などに配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業の終了及び停止)

第11条 センターは、会員が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その就業を終了、又は停止させることができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 就業をとりやめたいと申出があったとき
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき
- (5) 就業が会員の健康と福祉に反すると認められたとき
- (6) 服務上の留意事項に違反したとき
- (7) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき

第4章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第12条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の各号に留意すること。

- (1) 就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神を持つ

て努力すること。

- (4) 就業会員が就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第19条及び第20条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、速やかにセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること。

第5章 就業上の規律

(就業の原則)

第13条 会員は、提供された仕事に対して責任を持ち、かつ共働・共助の理念のもと提供された仕事を分ち合う精神を持たなければならない。

(班長の責務)

第14条 班長は、会員の人格を尊重し、率先してその職責を遂行しなければならない。

(就業上の留意事項)

第15条 会員は、就業に当たり次の各号を守り、明朗かつ規律ある就業現場秩序の維持に努力しなければならない。

- (1) 自分の仕事に対しては、十分な自覚と責任を持って誠実に履行するよう努めること
- (2) 互いに人格を尊重しあい、十分な話し合いを持つこと
- (3) 仕事に精通し、能率増進を図るとともにセンターの仕事に資すべきことは積極的に意見を述べること
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害・事故の防止に努めること
- (5) 仕事の交替時に必要な引継ぎ事項は、必ず伝えること
- (6) 酒気を帯びて就業をしないこと
- (7) 就業現場においては、帽子、名札等を着用し服装に留意すること

(信用の保持)

第16条 会員はセンターの信用を傷つけ、又はセンターの不名誉となるような行動をとってはならない。

(秘密漏洩の防止)

第17条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項、及び発注者の不利益となることは他に漏らしてならない。

(就業条件の遵守)

第18条 会員は、各就業現場で定められている契約条項を遵守しなければならない。

- 2 会員は、所定時刻を過ぎての就業及び私用により早退しようとする場合は、センターにその旨を届けなければならない。
- 3 病気その他やむを得ない事由のため休む場合は、予め、休みの予定日数及びその事由をセンターに届け出なくてはならない。

第6章 傷 害 保 険

(傷害保険)

第19条 会員の就業中などにおける死傷病については「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害を受けた会員、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第7章 損 害 保 険

(損害保険)

第20条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額（10,000円）は会員の自己負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第8章 雑 則

(規約の改廃)

第21条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。